

教生学第 278 号

平成 29 年 6 月 28 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 宮 岡 孝 博

「教職員向け指導資料『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について』
について(通知)

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応については、これまでも指導していただいているところですが、この度、学校における対応の在り方をまとめた資料を作成しましたので通知します。

については、市町村教育委員会及び学校において、本資料を活用するなどして、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応に関する研修を確実に実施するとともに、悩みや不安を抱える児童生徒が実際に在籍する場合には、適切に対応するようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」
(文部科学省 平成28年4月)
- 2 「教職員向け資料『性同一性障害の理解のために』」(北海道教育委員会 平成27年1月)

(生徒指導・学校安全グループ)
学校保健・体育グループ)

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について

北海道教育委員会（平成29年6月）

クラスや授業で気になる児童や生徒はいませんか？

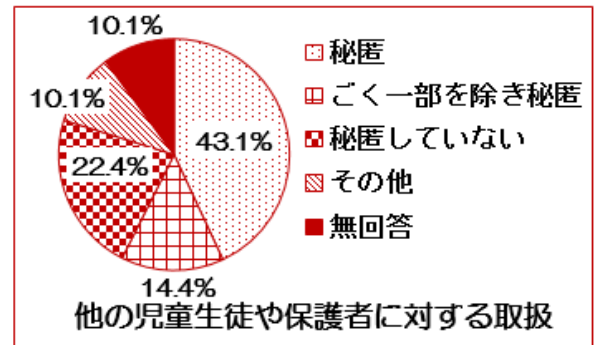
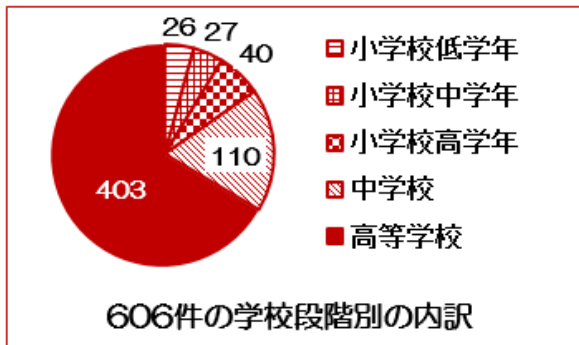
「人権の擁護（平成27年度版）」（法務省人権擁護局）では、性同一性障害等いわゆる「性的マイノリティ」とされる人々に対する偏見や差別が起きていることが指摘されています。

学校においても、こうした性に対する悩みを打ち明けられず、心身への負担を大きくしている児童生徒が在籍している可能性があり、児童生徒が相談しやすい環境を整え、一人一人が安心して過ごせる環境づくりを進める必要があります。



全国では606件の教育相談があり、43.1%は秘匿

国が平成25年度に実施した調査によると、性同一性障害に関する教育相談が全国で606件あり、その内の43.1%が他の児童生徒や保護者に対して秘匿していることが明らかになりました。



（文部科学省実施「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」結果（平成26年6月公表））

ケース1 実際に支援を行っている

性同一性障害等に係る対応については、組織的な支援のための校内体制づくりを進めたり、児童生徒の悩みや不安に寄り添う教育相談体制を充実させたり、児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めたりすることが大切です。



対応事例

児童生徒の状況

主な取組の内容（●）と成果（◆）

事例1 ■小学校
■戸籍上は男性
■診断あり

●医師、教育委員会、進学先中学校と連携しケース会議を実施
●服装や髪型などは本人の意思を尊重するなど配慮
◆本人は伸び伸びと学校生活を送っている。

事例2 ■中学校
■戸籍上は女性
■診断あり

●入学式当日に本人・保護者より、クラス・保護者に公表
●更衣室の利用などで特別な配慮を行い、本人が自認している性別で学校生活を送れるよう配慮
◆男子として学校生活を送り他の生徒も男子として接している。

事例3 ■高等学校
■戸籍上は女性
■診断あり

●女子の制服にスラックスを導入
●水泳授業や宿泊行事の入浴の際に特別な配慮
◆仲のよい友達との交流もあり、不安なく生活している。

ケース2 秘匿を前提に相談や要望を受けている

不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められます。また、児童生徒自身や保護者が秘匿している場合でも、可能な範囲で対応していくことが大切です。

対応事例

児童生徒の状況

事例1 ■高等学校
■戸籍上は女性
■診断なし

主な取組の内容（●）と成果（◆）

●養護教諭が定期的に本人と保護者と面談した上で、支援委員会で協議し心身のサポートを優先した対応を進めている。
◆本人は養護教諭を信頼し、悩みや不安を相談している。

事例2 ■小学校
■戸籍上は男性
■診断あり

●入学前、保護者からの相談に対し、医師立ち会いのもと、担任と管理職で対応し、呼称の配慮など支援策を確認した。
◆低学年ということもあり、周囲の子と仲良く生活している。

事例3 ■中学校
■戸籍上は男性
■診断なし

●悩みや不安を抱える生徒が他にも在籍する可能性があるため、教職員で協議した上で、多目的トイレの開放を決定した。
◆本人は、以前に比べ明るく生活できるようになった。

ケース3 児童生徒から性同一性障害等に関わる相談がない

性同一性障害等に対する理解が十分ではない教職員が発する不用意な言動は、実際に悩みや不安をもつ児童生徒の心を大きく傷つけます。各学校には、悩みや不安をもつ児童生徒が一定数在籍するものと考えて、全ての教職員がこうした問題を正しく理解し、指導に当たることが重要です。

校内研修の事例

学校の状況

事例1 高等学校
生徒からの相談はないが、教職員も理解が浅いため、管理職が中心に研修を実施

主な取組の内容（●）と成果（◆）

●平成27年1月道教委が作成した教職員向け資料「性同一性障害の理解のために」を読み合わせた。
◆性同一性障害に対する理解が深まり、悩みに寄り添い教育相談を行うことの大切さを確認できた。

事例2 中学校
性に違和感のある生徒が本校にも在籍するかもしれないという教員の声を受け研修を実施

●NPO法人から講師を招き、性同一性障害について、実体験を交えた内容で講演会を開いた。
◆性に違和感をもつ児童生徒が学校生活のどのような場面でストレスを感じるのか理解できた。

事例3 小学校
保護者からの申し出を受け対応を始めた学校が近隣にあり、養護教諭の発案で研修を実施

●平成26年6月に文部科学省から示された調査結果を基に、学校生活の中で必要となる具体的な支援についてワークショップ形式で研修を行った。
◆本校にも性の違和感や性的指向に関する悩みをもつ児童がいるという理解のもと、教職員が指導に当たるようになった。

参考資料

- 北海道教育委員会「教職員向け資料『性同一性障害の理解のために』」
http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/h26tsuuchi/270106_no.0919.pdf（平成29年6月28日現在）
- 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf（平成29年6月28日現在）
- 法務省「人権啓発ビデオ『あなたが、あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権』」
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>（平成29年6月28日現在）